

安全・安心まちづくりに関する連携協定

杉並区（以下「甲」という。）、警視庁高井戸警察署、同荻窪警察署、同杉並警察署（以下これらを「乙」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部（以下「丙」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野杉並支部（以下「丁」という。）は、杉並区内の様々な犯罪に連携して対処し、安全・安心な地域社会を実現するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁との間において、協力体制を確立し、丙及び丁の日頃の事業活動等を通じて、地域住民の安全確保に貢献し、もって、「より安全で安心して暮らせるまち、杉並」を実現することを目的とする。

（運用の基本）

第2条 本協定の運用は、甲、乙、丙及び丁の相互理解による高い信頼と協力関係を基本とする。

（活動内容）

第3条 本協定に基づく活動内容は、次のとおりとする。

- （1） 甲及び乙は、本協定の目的を達成するために、個人情報及び事業活動情報に配慮して、丙及び丁と特殊詐欺等各種犯罪にかかる必要な情報を共有し、相互に連携して、犯罪の抑止に関する効果的な広報啓発活動、情報発信活動を展開するものとする。
- （2） 丙及び丁は、事業活動を通じて、事件、事故、不審者及び不審物件のほか、子供に対する声掛け事案等を目撃又は発見した場合及び各種犯罪に関する情報を入手した場合は、110番通報等により積極的に情報提供するものとし、情報を受けた甲及び乙は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
- （3） 前2号のほか、甲、乙、丙及び丁は、年2回以上、地域住民の安全確保に必要な事項について協議するものとする。

（安全確保）

第4条 甲及び乙は、前条第2号の規定により情報提供した丙及び丁の情報提供者の安全確保について、特段の配慮をするものとする。

（連絡調整）

第5条 甲は、本協定の運用を点検し、実効性を高めるために、随時活動状況を検証するとともに、協議会の開催や情報の取扱い等について総合調整を図るものとする。

（配意事項）

第6条 本協定の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- （1） 本協定の締結をもって、丙及び丁に対して、特別な権限が付与されるものではないこと。

- （2） 情報の提供は、丙及び丁の業務、従業員その家族等の身体、財産に対して危険が及ばない範囲で行うこと。
- （3） 甲、乙、丙及び丁は、この協定の運用に関して知り得た個人のプライバシー等に関する個人情報や犯罪捜査に関する情報等を本協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。なお、本協定を解除した後においても同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙及び丁のいずれかの意思表示がない場合は、本協定を更に1年間延長するものとし、以降においても同様とする。

本協定の締結を証するため本書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月23日

杉 並 区 長

田 中 良

警 視 庁 高 井 戸 警 察 署 長

長 坂 雄 太

警 視 庁 荻 窪 警 察 署 長

小 林 利 一

警 視 庁 杉 並 警 察 署 長

太 田 一 豊

公益社団法人東京都宅地
建物取引業協会杉並区支部長

宮 嶋 三 也

公益社団法人全日本不動産協会
東京都本部中野杉並支部長

林 直 清